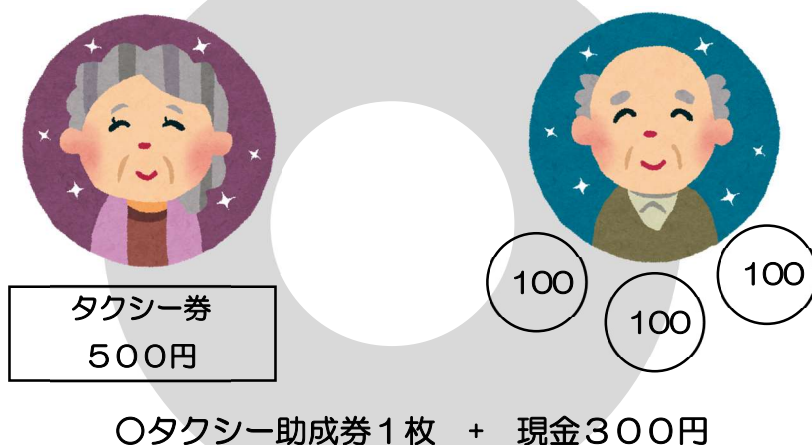


# 豊明市高齢者タクシー運賃助成券利用時の注意点

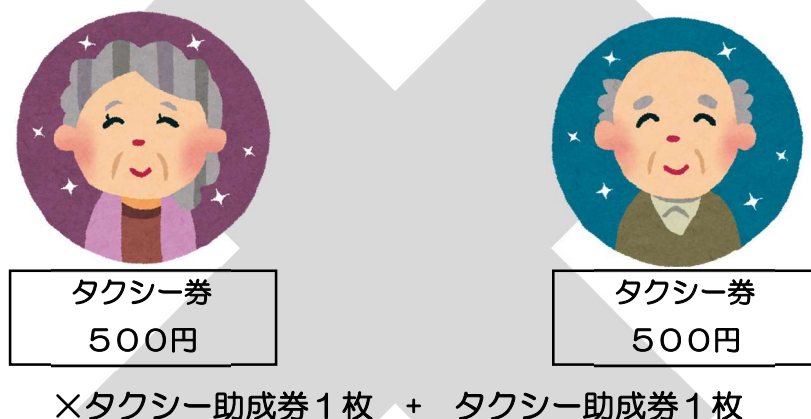
- ① タクシー券に必ず氏名と利用日時を記入して運転手へ渡してください。  
渡す際には一緒に身分証明書をご提示ください。
- ② タクシー券はお釣りが出ませんので、500円未満の端数は現金でお支払いください。（障害者福祉タクシー料金助成利用券との併用についても同様です。）

例：タクシー券を持っている2名が相乗りして、運賃が800円だった場合

○：正しい使い方



×：間違った使い方



運賃が1,000円以上の場合は2枚使えます！